

令和 8 年  
第 2 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和 8 年第 2 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 8 年 2 月 2 6 日（木）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - ( 1 ) 事務報告
  - ( 2 ) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
  - ( 3 ) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第 1 号 中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(案) に関する意見聴取について
  - 議案第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
  - ( 1 ) その他
- 6 閉会

令和8年第2回立川市農業委員会総会

令和8年2月26日(木)

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木豊君	10番	鴻地文武君
2番	嶋田貞芳君	11番	岩崎紗矢佳君
3番	高杉晋一君	12番	高橋浩久君
4番	内野智行君	13番	宮岡広行君
5番		14番	田中佐一君
6番	浅見恵子君	15番	清水茂男君
7番	宿谷豊君	16番	川野進君
8番	横幕玲子君	17番	岡部良己君
9番	森谷一郎君		

事務局職員

局長 八谷俊太郎君

係長 熊谷寛君

主事 東島信幸君

午後 2 時 5 9 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。定刻より 1 分 3 0 秒ぐらい早いんですけれども、始めたいと思います。

先日の農業者大会には、皆さん御出席いただきまして大変ありがとうございました。その後、受賞者の祝賀会にも皆さん出席していただきまして、本当にありがとうございました。

今日も、昨日もそうですかね。非常に恵みの雨ということで、もう畑のほうがすごく乾いていて、これで畑のほうも湿って、これから植え付けの時期とか種をまく時期になって、本当によかったなという感じだと皆さん思われます。

また、来月には振興会議と農業委員会の合同の視察なども予定しておりますので、いろいろとここで行事などもありますけれども、お忙しいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 8 年第 2 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 それでは、初めに議事録署名委員の指名です。今回は 1 7 番の岡部委員、2 番の嶋田職務代理にお願いをいたします。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 3 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 7 件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 そうしましたら、初めに報告事項のほうを 3 件取りまとめて行わせていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず、（１）事務報告を行います。

２月４日（水）、北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式が開催され、清水委員、会長、職務代理、事務局が出席をいたしました。

２月６日（金）、地域計画座談会が開催され、会長、岡部委員、事務局が出席をいたしました。

２月１０日（火）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

２月２４日（火）、第６７回東京都農業委員会・農業者大会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が参加いたしました。

委員会といたしまして、２月２４日（火）午後６時より顕彰事業受賞者の祝賀会をホテルエミシア東京立川で行いました。

また、２月１６日（月）と２月２０日（金）、２月の総会に向けた現地調査を、２６日（木）午後３時より第２回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

３月４日（水）、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催され、浅見委員が出席される予定です。

３月５日（木）、立川市農業委員会・立川農業振興会議の合同視察研修を行い、農業委員会、事務局が出席を予定しております。

３月６日（金）、東京都農業会議主任職員協議会が開催され、事務局が出席を予定しております。

３月１７日（火）、東京都農業会議通常総会及び常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

委員会といたしまして、３月１６日（月）、３月の総会に向けた現地調査を、２６日（木）午後３時より第３回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出  
３件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は幸町３丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２６１㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

２件目、農地の所在は上砂町５丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１，１５６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は錦町６丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は８０５㎡です。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出７件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は柏町１丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は８３３㎡。転用目的は駐車場でございます。

２件目、農地の所在は一番町１丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は５２３㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は砂川町２丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地と道路。面積は３４９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目、農地の所在は羽衣町３丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は１６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

５件目、農地の所在は砂川町８丁目の１筆。地目は登記簿上

が畑、現況は宅地。面積は349㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目、農地の所在は柏町1丁目の6筆。地目は登記簿上が畑、現況は畑と道路。面積は2391.37㎡。転用目的は住宅用地でございます。

7件目、農地の所在は西砂町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は216㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問があったらお願いをいたします。

岩崎委員、お願いします。

11番 お聞きしたいんですが、5番のところでは右側のほうの「施設等」のところに、昭和50年より未登記の住宅が建っていて、これを使う、継続して使うというところなんですが、このような状態で今回、あえて5条を出すきっかけとなった出来事とか、何で正しいことをしようとしたというか、そこでの契機みたいなものをお教えいただけたら、ほかの例にも役立つのかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

主事 お答えいたします。

すみません、契機まで詳しくは、詳細は聞いておりませんが、今回、もともと3人の共有名義だったものを、お1人の名義に集約するという目的がございまして、その際に恐らく、財産整理じゃないですけれども、持分を1人1人に集約しようというところで、地目が変わっていなかったのが今回の届出を出したものと理解しております。

11番 ありがとうございます。

ちなみに言うと、売買とかではなく持分の放棄ですか。ちなみに。

主事 そこまでは分かりません。

1 1 番 書いていないですか。

主事 はい。

1 1 番 それについて何かそこに書いていないですか。

主事 所有権移転としか入っていないですね。

1 1 番 分かりました。ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありますか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がありませんので、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取、2件を議題に呈します。

今回の借受人2名は、この1年以内に中間管理事業にて借受けされた方となります。貸借の際に確認する3要件については変更がないことを現地調査のときに確認済みでございます。このため、申請者の意思確認等の質疑のための来庁は不要と判断し、計画書の内容についてのみ審議したいとしましたので、御承知おきください。

この2件の案件については、もうその前に実際来て質疑をした関係で、そんなに期間がたっていないということで、今回は来庁を不要ということで判断をさせていただきましたので、その辺も御承知いただきたいと思えます。

それでは、事務局より議案第1号について説明をお願いします。

局長 それでは、議案第1号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について御説明をいたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

農業委員会としては、農地中間管理機構より貸借についての意見聴取を求められており、農地法3条許可同様の要件との確認を行うものとなっております。

今回は農用地利用集積等促進計画（案）の提出がありましたので、お手元の計画書（案）、現地調査及び委員からの補足説明を基に本事業の貸借について委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

まず、議案第1号の1についてです。現地調査を申請人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

現在、申請者は市内で合わせて2.6ha以上の農地に作付をし、主に野菜の生産で農業経営をされており、今年度、東京都指導農業士の認定を受けられました。貸借が予定されている農地は約330㎡で、申請者と御家族等の従事者計4名で担われるとのことです。機器類についてもトラクターを所有し、十分耕作が行え、予冷庫もあるので収穫物の保管も可能です。効率利用要件について問題ないものと考えます。

なお、従事者に研修生がいらっしゃるということで、今回の貸借地ではハウレンソウを作付する予定となっております。

また、計画書において年間300日、従事するとのことですので、常時従事要件も問題ないものと考えます。

地域との調和要件ですけれども、農薬等散布は隣接した畑に留意しながら防除基準に従って行うとのことでした。

また、申請者には聞き取り調査を行い、法令を遵守されていることを確認済みでございます。

生産されたものについては近隣の量販店に卸す予定とのことです。

貸借の方法は2年1か月の賃貸借を予定しており、賃料については都内農地での平均的価格から算出されております。

なお、現地調査の際に申請者と中間管理機構との間で賃料を決定する明確なやり取りがなかったというお話がございました。現地調査後、農地中間管理機構に確認をされて、現在はこの額で相互に合意がされております。

なお、この貸借期間は、昨年、中間管理事業で貸借された隣

接農地の貸付期間の終期、終わりに合わせたとのことです。

続きまして、議案第1号の2についてです。こちらは現地調査を申請人及び貸付人立会いの下、鈴木会長、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、事務局、農地中間管理機構で行いましたので、調査結果を御説明いたします。なお、こちらは農地中間管理機構の担当職員にも御参加いただきました。

現在、申請者は市内外合わせて2ha以上の農地に作付をし、主に植木生産による農業経営をされております。貸借が予定されている農地は約2,600㎡で、申請法人の役員等3名、従業員5名の計8名で担われるとのことです。

機器類についても、トラクターやユンボを所有し、十分耕作を行えるということで、効率利用要件は問題ないものと考えます。

また、計画書において申請法人の代表者は主たる従事者となっており、150日以上従事するとのことです。常時従事要件も問題ないものと考えます。

地域との調和要件ですが、立川市植木組合に加盟し、ほかの農業者と協力しながら地域内農業振興の発展に努めるとされており、こちらも問題ないものと考えます。申請者には聞き取り調査を行い、法令を遵守されていることを確認済みでございます。

10年間の使用貸借を予定しており、併せて長期貸借奨励事業の申請も予定されているとのことです。

農地中間管理事業では、農地の貸借について中間管理機構が間に入って行います。中間管理機構が貸し借りの条件を双方に確認し、促進計画の作成、貸借となるものです。

今回は一般的な条件を共通事項として定めたこと以外を、覚書を作成しております。植木生産における管理方法や返還の際の原状回復等に関することを別途作成したもので、こちらについては本日、追加資料でお配りしております。

なお、覚書の当初案では、中間管理機構がどのように関わる

かが明確にはなっておりませんでした。この覚書では、基本的な農地の管理や返還時の条件などを貸借する者双方が合意し定めるもので、中間管理機構として農地の貸借には直接関わりがないとの考えもあります。

また、共通事項を読めば中間管理機構も協議することになっており、中間管理機構が関わる記載がございませんでした。現地調査時に委員から、覚書にも機構が関わることを記載し、これだけを見ても分かるようにするべきとの意見があり、今回修正をさせていただきます。

議案第1号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございます。

現地で確認された委員から補足説明をお願いしたいと思えます。

まず、1番から2番ですね。まず初めに岡部委員、お願いします。

17番 ただいま事務局のほうから御説明がありましたとおりなんですけれども、1番の方なんですけれども、昨年、隣接したところを3年間、契約が終結されておりました、内容も同じなので、今回まるっきり問題はないんじゃないかという判断をいたしました。

2番なんですけれども、かねてから私が言っておりました、貸手と借手と中間事業が今回初めて三者で同じ圃場を見ながら、いろいろやり取りができて、すごい有意義な集まりができたと思っております。内容については全く問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、1番から2番をお願いします。

16番 1番については特に問題ないと思えます。ちょっと先ほどの事務局の説明であったとおり、使用貸借、賃貸借の関係で、ちょっとそごがあったようですけれども、解決しているということですので、特に問題ないと思えます。

それから、2番についても特に問題ないんですけれども、やはり岡部委員が言ったとおり、三者来て、その場で立ち会って意見交換するのが一番いいんじゃないかなと感じました。中間管理機構のほうは感じとしては、何か及び腰なような感じを大変受けましたので、今回については地区の中の方が借手として、いつも顔を知っている方ですけれども、これがまた全然知らない方に貸すときといった場合、その辺が危惧されるかなと感じました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2番 1番、2番についてですけれども、各委員が今言ったことで問題ないと思います。私からの補足事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

私のほうでは番号では2番のほうを立会いたしましたので、こちらについて、本当に今回初めて借手、貸手が一緒に調査に来ていただいたのと、あとは中間管理機構の職員の方も立会い、中間に入っていたいただきましたので、やはり今回2番の方、特に植木生産していますので、借りて急に返してくれと言った場合、どうしてもそこでトラブルがあるのは嫌だよねという話があったんですね。その関係で別途、覚書に一部載せていただいたんです。

ただ、中間管理のほうの契約書の中には小さく書いてあるんですね。その内容が。この小さいのだと恐らく分からないので、ここに分かるように大きく書いておいてくれということで、それだったらいよいよねということで書いていただいたんです。

ということで、そうすると、地元の農業委員さんが替わったとしても、次の方も分かるように、問題がないように、そのように今回していただきましたので、今後もそういうような形で取れたら非常にいいんじゃないのかなと思いました。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について御質問があったらお願いいたします。お願いします。

1 1 番 先ほど、この覚書について中間管理機構も関与すべきではないかというお話で、修正しているというお話だったんですけどね。それは名前が入るだけであって、内容については変更はないというイメージですか。

議長 第5条に入ったわけですよ。

1 1 番 これが最終版。

議長 最終版です。

1 1 番 なるほど。そうであるならば、細かい字で書いてある読めないものと、これとが……。

議長 違っていたんです。内容が。

1 1 番 内容が違うというか、多分、現実的にこれがあることでトラブルは防げると思いますが、要は、毎回の説明で恐縮ですけども、貸手がいて、借りるのは中間管理で、そこに貸借があって、中間管理から借手が貸借があるわけですから、貸借があって転貸借があるわけじゃないですか。そうすると、この借手さんの契約の相手って中間管理ですよ。だから、そこにしか契約関係がないから、この人が何か義務を負うとしたら、それは中間管理に負うわけですよ。中間管理が地主さんに責任を負うわけですよ。そうすると、この人が農地を返す相手って中間管理になるわけですよ。なんですけれども、その4条のところで、4条の2項が甲に返還するものとするというふうにあるじゃないですか。乙は甲に返還。4条1項は賃貸借終了時において甲は云々かんぬん、云々かんぬんで、農地を甲に返還するものとするというところで、借りていない人に返すということになる。本人としては義務を負っていない人に返すという構造になっているので、やはりこれは、これがあることで、恐らくとてもいいことだと思うんですよ。

だから、あれは本当に最後、返すときにトラブルはこれで防

止、任意で、任意で話合いで終わるんだったら防止できると思うんですけども、では、もっともめて、現実にこれを証拠として何かの訴訟手続みたいになったときには、ちょっと契約関係がこちらで定められているものと違ってはいますよね。だって転貸借なんだもん。ということを農業会議は理解していて、あえてこれなのかどうかというところではありますよね。そこがちょっと気になります。

議長 一番の問題は、覚書というのは双方が确实の約束事で、これは交わしたということなんですね。本来だとここに中間管理機構が入れてくれと最初は言ったんですね。ここに。そうしたら、現実には覚書のほうは入れられないということだったんです。それで、では、双方で約束事ということで覚書をしましょうねということで、これをつくったんですね。

1 1 番 分かります。とても分かります。とても分かりますが、これをもって最終的に、この借主さんなり地主さんを守るものかどうかというところは、責任は持てないです。これはあくまで当事者双方のリスクで書いてもらったもので、そこに、農業会議は本来責任があると思いますが、農業委員会はこれを承認する立場でもないし、これをつくった立場でもない。あくまでも当事者双方のお考えということで理解して、決議を取るべきではないかと思います。

議長 あと、事務局でちょっと付け加えてください。

局長 そうしますと、今お話しいただいたところの中では、覚書には中間管理事業、甲、乙、丙が併記されているべきではないかとか、意見を言うことは可能かなと思っておりまして、先ほど、今、やはり論理的に見てみると、守れるんだらうけれども、足りないんじゃないかなというところ。要は、中間管理事業に関わっているところがきちんと表記されていないというところで、覚書として修正を加えたほうが良いという、そういった御意見ということでしょうか。

1 1 番 そうですね。だから、この覚書をどういう……。そうです

ね。ストレートに言うとそうです。もしそれができないとなったときに、どうしても中間管理機構が拒否するとなったときに、では、これを本来の賃貸借と転貸借の法律関係からとは別に、当事者の何らかの合意として見て、その有効性があるのかどうか。いや、賃貸借と転貸借の関係に乗っからない。そこを関係なく、このところで事実上、別の契約についての約束をしているみたいな、そういう構造になっちゃうじゃないですか。というところをどう見るかだと思います。

本来はその三者間でやって、だって、この借主さんが返すのは中間管理機構であり、中間管理機構はそれで貸主さんに返すというところですよ。元の賃貸借、転貸借の関係からすると。だから、そことはちょっと矛盾はしているとは思いますが、当事者間の抑止力にはなると思うので、全く効果がないわけではないと思いますが、どう考えるかなというのと、これが今回は多分いい、大丈夫だと思うんですけども、これが常態化したときに、常態化というか、これをいい例として、もしも進めていくとなると、間に中間管理機構が入ってくれるから安心だと言って、そういうパンフレットに書いてあるじゃないですか。

2 番 上物について別に貸し借りをしていないんだから、当日の中間管理機構の方の説明でいくと、中間管理機構は、あくまでも土地の貸借について行うものであって、今、心配されている上物ですとか残置物、前に問題になった。あれについては中間管理機構が貸しているわけじゃないから、ここの中には入れられないんだというような説明を聞いたんですよ。

ということであれば、その保護として覚書で、その上物についてはこういう条件でお互い、お互いというか、中間管理は一步引いたところを見て、それで何か問題になったときには中間管理が当然、土地も貸しているんだから、そこまではちゃんと責任を負ってくださいというふうな内容で、当日、岡部委員だとか皆さんが、それはおかしいでしょうと。土地を貸すだけで上物については知りませんよって、それはちょっとというふ

うな話で、では、その覚書の中に中間管理機構も問題が起きたときには必ず入りますよというのを、覚書のほうでもいいから入れてくれという。で、今回のことになったというふうに私は理解しているので。

あくまでも中間管理としては土地を貸しているというか……。の立場であるから、上物、残置物については中間管理は、はっきり言うと関係ないというふうな言い方は。そんな乱暴なことは言わなかったですけども、だから入れられないんだという説明だったんですけども、では、でも、それはおかしいでしょうということ、覚書なり、何か端っこにちょびつとでも乙が入るようにしてくださいということ、今回になったというふうに私は理解したんですけども。

1 1 番 すみません。いいですか。

繰り返しであります。私は、この覚書の効力を否定しようとするものではないですが、今後、もしこれをよりよい方向に持っていくのであれば、これを機に意見ということとして申し上げます。

もし農業会議の言い分というか、中間管理機構の言い分というか、御主張が通るのならば、当該農地を甲に返還するところ、やっぱり農地という表現なので、上物、上物と言いながら、ここに書いてあるのは農地ではないかというふうにはなるとお思いますので、そこは御主張に沿わない文面になっていると思いますので、中間管理機構としては、もう少し整理した議論をすべきであったのではないかと思います。

仮に上物だということ、木ですからね。土地の付着物なので、別途の不動産ではないですから、土地と離して考えるかということはあると思います。昨今、問題になっている所有者不明農地で、特に果樹園なんかのときに、土地と離して上の果樹だけを切っていかみたいなところで、中間管理機構は別の、同じ一体として貸しているものだというふうな意見を言っている中間管理機構も、別の件ではございますので。

だから、むしろ貸しているだけなので、使用収益権があるだけなので、そこの上に生えている果樹を伐採したならば、それは使用収益の範囲を超えているではないかみたいなね。貸しているだけなのに伐採して処分されたみたいな、そういう意見を言う中間管理機構もありますので、考えはそれぞれなんだろうなとは思いますが、上物と御主張するのならば、農地を返すというところはなかなか違う。農地はあなたが貸していると。上物について整理してねという文章だったら、まだその御主張には合うかなとは思いますがけれどもね。

この、まさにあなたが貸していると言っている、その農地を返還すると書いてあるところは、どう整理するのだろうかという疑問はありますが、いずれにしても、繰り返しになりますけれども、当事者の抑止力にはなるであろうというところで、別にあることが駄目ということではないと。ただ、欲を言うならば、中間管理機構はもう少し、その御主張をするなら、それに沿った覚書なんじゃないかなとは思いますがね。

要は、この覚書と、この後ろについている小さい字の約款的なものです。これは矛盾をしているようなときに、どっちの効力が効いてくるのだという問題が起きないといいなと思ったというところです。別に今回のこの件について、この覚書をどうすべきだというふうな意見があるわけではなく、当事者が結んだものであるならば、それはそうなのではないかというふうに思います。

局長　　そうしましたら、今いただいた内容の委員会からの意見というところとして、やはり今後も植木の生産の畑について、こういった貸借が出てきた場合にどうするのかといった事例になっていくものというふうに考えますので、これについては委員会として、今言った中間管理事業の関わり方というのが、どうあるべきなのかというところと、あと、覚書の書き方、記載の仕方というところで意見を、事務局のほうで一度つくらせていただいて、改めて岩崎委員に御確認いただいた上で、会長にお

話しさせていただいて提出させていただけたらと思いますので、よろしいでしょうか。

議長 分かりました。では、そういうふうな形でよろしいでしょうか。

そのほかありますか。よろしいですか。では、川野委員。

16番 今、土地と上物を切り離すという考え方だったんですけれども、今回植木で、今後あるか分からないんですけれども、例えばハウスとか、そういうものが10年の貸借だと可能性としてはあると思うんですけれども、そうしたときも覚書を基本的には取るような方向にするのでしょうか。それは当事者間で決めろということ。委員会としてどうするのかなど思ったんですけれども。

議長 これはもう一度、中間管理機構に確認を取ってからにしたほうがいいですかね。どうですか。

16番 今、結論は出ない話だと思います。

議長 その辺は、では、それも併せて御検討いただいてもいいですか。

局長 この貸借での契約関係も含めて、中間管理機構のほうで行っていく話になりますので、今言ったようなハウスについては、では、どうなるのかといったこと、また、事例が出てくるたびに積み上げていく状況なのかなというふうに、今、認識しておりますので。

また、当然ハウスを建てるよということであれば、覚書にしてやっていただいたほうが確実なのかなという感覚はありますけれども、このちっちゃい字で書くところに入れるだけでも事足りる場合もありますので、最終的に更地にして返すのかどうかというところですね。そこの部分が更地にして返すんだということであれば、あえて覚書にしなくてもいいのかなとも思いますので、そこら辺はどういうふうな契約になるのか。多分そのときそのときの契約内容によってくると思います。なので、中間管理機構のほうで整理をしていただく内容かなというふう

に考えます。ちょっと問合せします。

1 1 番 更地にして返すって書いてありますよね。

1 2 番 ちょっと確認ですけれども、覚書 1 条で現況写真により確認と書いてありますけれども、結局、更地で借りられるんですか。ここ。

局長 この農地については、現況が既にそういった、いろいろと植わった状態というふうになっておりますので、それをもって現況ということで。いわゆる一般的な、木に何も植わっていない農地というわけではないということで御理解いただければ。

1 2 番 分かりました。大丈夫です。

1 1 番 今、木が植わっている、その木は切ってもいいんですか。借主さんが。

局長 現状、甲と丙のところの中で、そういった木を切つてはいけないというところのお話と、我々のほうでしっかり把握していませんが、基本的には管理をしていくというところが、借りる側がきちんと管理していくということで聞いていますので、そういう意味合いでは切つて出していくというところも可能ということで認識しております。

議長 いずれにしても、総合的に今言った質問等について、また次回か、その後でも、また説明のほうをお願いしたいと思います。

では、質問はありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 2 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について、要件を満たしているとして賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、要件を満たしているとして回答することにいたします。

次に、議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明

について議案に呈します。

今回も件数が多いため、2班に分かれて調査を行いました。それではまず、議案第2号の1から4を事務局より説明をお願いします。

局長　　そうしましたら、議案第2号の引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

まず、議案第2号の1から4の調査結果を御報告いたします。現地調査は鈴木会長、横幕委員、清水委員、内野委員、事務局で行いました。

議案第2号の1、若葉町2丁目の2筆、3丁目の4筆の計6筆となります。略図1を御覧ください。略図1の農地は若葉町団地入口交差点付近に位置する農地となります。シラカシやトキワマンサク、ドウダンツツジなど、多品種の植木の生産をされておりました。まず、図面下、五日市街道南側の農地ですけれども、こちらはもともと1筆の農地でした。道路工事のため一部が収用され、2つに分かれたものとなっております。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。次に、五日市街道北の農地ですが、自宅周辺に位置し、境界、肥培管理とも問題はございませんでした。なお、自宅東のくぼんだ箇所はトイレや車庫が立地しているため、一部を納税猶予地から外しております。一番北の農地は道路工事収用の際の代替地となります。こちらも境界、肥培管理とも問題なく良好でした。

続きまして、議案第2号の2、砂川町1丁目の1筆となります。略図2を御覧ください。みの一れ立川店の北側に広がる農地で、現在はノラボウ菜やタマネギを生産されておりました。春以降はジャガイモやナスなどを作付予定しているとのことです。境界は確認でき、肥培管理は良好でした。なお、この畑の南側には家が建ち並び、冬場は地面が凍ったり、陽の光が当たらない時間が長く、作付ができないというお話をいただいております。

ります。また、東側にある事務所裏の万年塀がかなり斜めになっておりまして、畑側に崩れないか心配な状況となっております。

続いて、議案第2号の3、砂川町2丁目の2筆、3丁目の2筆、8丁目の5筆の計9筆となります。

まず、略図3-1を御覧ください。略図3-1は砂川三番の南に広がる農地となります。道路で区切られた南側の畑ではコマツナの種をまいておりましたが、この冬の極端な少雨により発芽しなかったり、鳥の食害で生産が十分できていないというお話でした。その北は果樹を主に生産されておりましたが、雑草や剪定枝の残渣が目立ち、委員から片づけるよう指導がありました。境界は確認できております。略図3-2を御覧ください。略図3-2の南側の農地は玉川上水路、金比羅橋の北に位置する農地となります。ハウスでの育苗やハウレンソウ、コマツナを生産されておりました。こちらも雑草や野菜の残渣が目立ち、委員より片づけるよう指導がございました。北側の農地はブロッコリーやネギ、ハウレンソウなどを生産されておりました。境界は確認できております。こちらも雑草や残渣がやや目立っております。なお、北側の農地の南西と北西に一部くぼんだ箇所がございますが、こちらは以前、看板が設置されていた箇所、納税猶予地から外されております。

3か所の農地に共通しておりますけれども、生産をお1人でやっていることから管理が追いついていない状況が見られております。生産の回転も少なく、次の作付までに期間が開くことから残渣が目立つ状態となっております。委員からは、1人で管理しやすい野菜に変更したり、援農ボランティアなどを頼んではどうかという提案がございました。

また、こちらの農地は以前、農地パトロールで指導対象となったところがございます。全く管理がされていないわけではありませんが、十分とは言えない状況でしたので、地区委員が今後、改善状況を確認することとなっております。会長からも、

もう少し改善されない場合は、再びパトロール対象となると伝えております。

続いて、議案第2号の4、砂川町2丁目の1筆、3丁目の2筆の計3筆となります。略図4を御覧ください。北側は砂川三番の北の自宅裏に広がる農地です。柿やブルーベリーなどの果樹を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。南側は昭和記念公園砂川口の北に広がる農地です。ブルーベリーを生産されておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

今回の3筆は、全て都市農地貸借円滑化法により、親族の法人へ貸し出しておりますが、所有者も本人も耕作に携わっていることから、1割従事についても問題はございません。また、都市農業の有する機能を発揮するものとして、生産物の大半を地域の直売所等で販売しており、こちらも問題がないことを確認しております。

議案第2号の1から4については以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず、1番ですね。私のほうから、まず1番を報告させていただきます。

この1番の方は植木生産をされていて、非常に広大な面積で植木生産をしている方でございます。非常にきれいに、また、非常に多種、品目もたくさんあって、非常に管理もよくされておりましたが、若干少し伐採された木などもありましたので、それはちょうど今、植木屋さんは非常に今、忙しい時期なので、この時期を過ぎたら片づけていただきたいという話をさせていただきました。それとあと、若葉町のところですかね。そこの抜けている部分は収用農地ということで、それが代替になったところでございます。ということで、全体的には問題のない農地でございました。

以上でございます。

続きまして、2番ですね。清水委員、お願いします。

- 15番 略図2を御覧ください。こちらの畑はタマネギやノラボウ菜が植わってありました。空いている畑があったんですが、夏野菜のために準備をしているということで、耕されていまして。周りが全部、家が建っているんですけども、その建物の境のブロック塀の周りにずっと草が生えていたんですが、聞いたところ、除草剤をかけたばかりでまだ効いていないので、その辺は大丈夫ということと、あと、壁も、万年塀が少し壊れていたんですが、話をすると、修理がちょっとお金がかかるのでねということでは言っていました、その辺は気になったので言っておきました。境界石も確認でき、肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番と4番。内野委員、お願いします。

- 4番 この方の畑なんですけれども、事務局から報告があったとおりなんですけれども、きちんと野菜は生産されているんですけども、何しろ片づけが全然追いついていなくて、四、五年前にたしか農地パトロールの対象だったと思うんですけども、そのときよりは、大分、畑のほうはきれいになっています。

略図3-1の南側の畑なんですけれども、二、三年前までは全く何も作付されなくて、農地パトロールがあってから、よくいろんな野菜を植えるようになりました。あと、略図3-2の北側の畑なんですけれども、ハウスの中も収穫が終わった、多分あれはパプリカか何かだと思うんですけども、それが枯れたままになっていまして、一応機械は持っているんですよ。いい機械を。新しい機械が。ただ、それを使っていないというだけなので。

それとあと、一部、この方は多分ハウスのビニールを自分で張り替えているんですよ。そのビニールをどこにも捨てない

で、端っこに山積みになっているんですよ。一応、今ちょっと自分は分からないんですけども、農協さんのほうに確認してもらって、そういうビニールを受け付けてくれる業者さんがあれば、探してくださいということはお願ひしているんですけども、幾ら片づけろと言っても、捨てる場所がないと片づけられないと思いますので。多分それも前回のとき、そういう話題があったと思うんですけども。

あとは、そんなもんですかね。よく片づけてくれと言っています、片づけがないと、また農地パトロールになりますよとは言っています。自分もちょくちょく現地を確認したいと思います。

4番の方なんですけれども、境界石も確認できましたし、肥培管理も良好です。果樹のほうなんですけれども、一応みの一れの出荷と、あと、自宅の畑に自販機がありまして、そちらのほうで販売しております。また、この畑とは違うんですけども、今年、何かキウイフルーツがよくでき過ぎちゃって、かなり破棄したそうです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

1点だけ私のほうから補足説明させていただきます。こちらの3番の方ですね。今、内野委員からもいろいろと説明していただきましたが、この方は非常によく仕事をして、もう手も真っ黒になって、よくするのは、もうほとんどの皆さん、よく知っている方だと思います。

それで、どうしても手が回らない。1人でやっているの。片づけてからそこに植え付けるという感じなんです。事前に片づけないので。その時期になって片づけて、それで植え付けをするということで。それまでそのままになってしまうということで、決してやっていないわけじゃないので。ただ、やっているからこそ、やはり余計忙しくて、もうそれは一理あるので、まるっきりやらないできれいにしているよりは、よっぽど私は

いいと思うんです。ただ作らないできれいにしているほうが一番悪い農地だと私は思っています。

ただし、先ほど内野委員が言われたように、ビニールとかも何年か前のもあったような気がしたんですね。なので、私も以前、ほかの委員さんから、コンテナを1つ借りて、そこにどんどん入れて、一回処分すればいいんだよということをお話したんですけれども、そうすると、すぐきれいになっちゃうからということ。では、ちょっと検討してみますということであつたり。

あと、場所的には略図3-1のところ、ちょっと伸びたままの状態に梅とかがなっているので、それは業者を入れて、きれいにさせていただけるということでしたので、やっていただけるという約束をいただきましたので。

いずれにしても、ここに書いてあるように、改善されていない場合は対象になる可能性がありますよ。なるとは言っていないからね。そういうような形をお願いしておきました。

以上です。

横幕委員、ありましたら。ないですか。

8番  
議長 特にない  
ないですか。

それでは、ないようなので、質問があつたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、続いて、議案第2号の5から8を事務局より説明をお願いします。

局長 続きまして、議案第2号の5から8の調査結果について御報告をいたします。

現地調査は嶋田職務代理、鴻地委員、川野委員、岡部委員、事務局で行っております。

議案第2号の5、砂川町8丁目の3筆、上砂町4丁目の1筆の計4筆となります。略図5を御覧ください。略図5の南側の

農地は砂川二番バス停の北に位置する農地で、桃やポポーの木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。北側の農地は砂川町8丁目バス停の南西に位置しており、モミジやソヨゴ、ヤマボウシなどを生産されておりました。肥培管理は良好でしたが、一番北側に面した道路沿いの垣根が若干道路にはみ出ておりましたので、剪定するように委員より指導がございました。境界は確認できております。

続いて、議案第2号の6、西砂町2丁目の4筆となります。略図6を御覧ください。略図6は西砂小学校の北側に位置する農地で、南北に細長いほうの農地ではネギやニンニクを生産されており、今後、スイカやカボチャの作付を予定しているとのことです。左側真ん中の一部欠けている部分は墓の跡地で、猶予地から外しております。東側の農地は都市農地貸借円滑化法による貸付けを行っており、調査時は作物は植えられておりませんでした。御本人は年間30日程度、農作業に従事しているほか、日頃から農道の掃除や見回りをされているとのことです。いずれも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第3号の7、西砂町2丁目の3筆、4丁目の4筆の計7筆となります。略図7-1を御覧ください。略図7-1は西武拝島線沿いの昭島市との市境の農地で、これからキャベツを生産する予定とのことで、一面耕うんをされておりました。続いて、略図7-2を御覧ください。略図7-2は西砂スポーツ広場北バス停の北に位置する農地で、こちらもこれからキャベツやレタスを生産されるとのことで、一面耕うんをされておりました。ビニールハウスが2棟建っており、レタスの苗を育苗中でした。西側のくぼんでいる部分はコンクリートが敷かれた資材置場となっており、納税猶予地から外れております。また、猶予地にまたがるように、かつて豚舎であった建物が位置しており、そちらも猶予地から外れております。

いずれも肥培管理は良好でしたが、一部の境界の石などの目

印が分かりづらく、次回の調査時には埋もれてしまいそうな状況であったため、次回も必ず確認できるように対策を講じるよう、委員より指導がございました。

続いて、議案第3号の8、砂川町3丁目の2筆となります。略図8を御覧ください。略図8は見影橋公園の南東に位置する農地で、ソヨゴやエゴなどの植木を生産されており、一部ではキャベツやブロッコリーなどの野菜も生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第3号の5から8は以上となります。

議長 それでは、確認を担当された委員、地区委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに5番を鴻地委員、お願いします。

10番 ただいま事務局から説明があったとおり、略図5の南側、それから北側の3か所の農地とも境界の確認ができて、あと、肥培管理も良好でしたので問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、川野委員、お願いします。

16番 事務局から説明があったとおり、境界等も確認できましたので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番、岡部委員、お願いします。

17番 7-1は全く問題ありません。

7-2なんですけれども、少し入り組んだりしておりまして、一部境界が、大きな石が置いてあるのがそうなのかなぐらいの、ちょっと分かりづらいのがありまして、実は当日、立会人が急に用ができて、息子さんが立ち会ったんですね。やっぱりかなり長くやっているんですけれども、あまり境界に対しての認識が、ちょっと薄いといいますか。だから、今回、取りあえず終わったら、もう早急に親子間で確認作業を必ずしておいてくれ

ということをおききました。あと、出荷に使うコンテナとパレットが若干畑に点在しておりましたので、これも早急に片づけてくれとお願いしておきました。

ほかには問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8番ですね。内野委員、お願いします。

4番 境界石も確認できましたし、肥培管理も良好でした。特に問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、追加説明で、嶋田職務代理、お願いします。

2番 今、各委員の方が説明があったとおり、肥培管理はどこの畑も非常によくできていたと思います。

7番の方ですけれども、7-2の略図があるところ、再三委員のほうから言われているように、出っ張り引っ込みがかなりあるところなので、それでかなり大きなトラクターを使って耕うんされるので、かなり土の移動もあるみたいなので、そういう影響もあって、ちょっと石の確認ができないところがあるので、その辺は今後、いつでも分かるようにしておいてくださいというお願いをしました。

あとについては問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明の件について御質問がありましたらお願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他で何かありますか。

局長 事務局のほうからは特にございません。

議長 それでは、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は、3月26日（木）午後3時から、208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時04分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員